

# 「FreeWiFi-MIE」プロジェクトサービス提供規約

平成 27 年 3 月 4 日 施行

三重県雇用経済部観光局海外誘客課

## 1 目的

三重県内にアクセスポイント（以下、AP）を普及させることで、外国人観光客を始めとする利用者の利便性向上を図り、情報発信力を強化することにより、地域を活性化させることを目的とする。

## 2 名称

三重県内において、利用者に対し無料で提供され、以下の項目を満たす公衆無線 LAN サービスを「FreeWiFi-MIE」という。

## 3 仕様

次の仕様を全て満たす AP を「FreeWiFi-MIE」とする。

- (1) SSID は「FreeWiFi-MIE」とする。
- (2) 携帯電話の加入者等に使用者が限定されないキャリアフリーで、だれでもインターネット接続が可能な機能を有する。
- (3) 利用者が、無料で公衆無線 LAN サービスの提供を受けられる。
- (4) 利用者が使用端末で当該 SSID を選択後、インターネット接続完了までのいずれかの画面において、原則として以下の項目が表示できること。
  - ア 「FreeWiFi-MIE」の AP である旨
  - イ サービス提供事業者または設置者（以下、事業者等）の名称
  - ウ 「FreeWiFi-MIE」の利用規約ただし、技術的制約等により上記アからウの表示が困難な場合は、AP 付近に同内容を掲示することでこれに代える。
- (5) 事業者は「FreeWiFi-MIE」AP の設置に当たり、共通のネットワークキーの活用など利用者にとって、より簡便に接続できる設定に努める。

## 4 AP の設置

- (1) 「FreeWiFi-MIE」AP を設置しようとする事業者等は、事前に三重県雇用経済部観光局海外誘客課へ「FreeWiFi-MIE」プロジェクト参加申出書と「FreeWiFi-MIE」と同時に提供する無線 LAN 事業の資料を提出すること。三重県雇用経済部観光局海外誘客課で審査の上、適切であると認められる事業者等に「FreeWiFi-MIE」プロジェクトサービス提供認定書を交付する。
- (2) 「FreeWiFi-MIE」AP を設置する事業者等は、公序良俗に反した営業を行う施設へ AP を設置しないこと。

(3) 「FreeWiFi-MIE」 AP を設置（または撤去、以下同じ）した事業者等は、9 月末及び3 月末に、以下の項目を別紙様式もしくはそれに準じた様式にて三重県雇用経済部観光局海外誘客課に報告すること。

ア 設置箇所の名称

イ 設置箇所の位置情報

ウ 「FreeWiFi-MIE」以外に送波する SSID 名 等

(4) 事業者等は AP を設置する際、三重県雇用経済部観光局海外誘客課が提供するロゴもしくは、提供するデータをもとに「FreeWiFi-MIE」のロゴ（別添1）を作成し、ロゴを設置個所に掲示すること。また、設置した AP を撤去する場合は、ロゴも撤去すること。

(5) AP を設置もしくは撤去した事業者は設置もしくは撤去後、遅滞なく既存の Google Map 上の AP の一覧を修正すること。

(6) AP を設置した事業者は適正に通信が行えるよう AP の維持管理を行うこと。

(7) 事業者等は、インターネット接続完了後に表示される画面を「FreeWiFi-MIE」のポータルページ  
[\(http://welcome.kankomie.or.jp/freewifi/\)](http://welcome.kankomie.or.jp/freewifi/) にするよう努めること。

## 5 その他

「FreeWiFi-MIE」プロジェクトにおける AP の設置は民設民営として、三重県は周知活動以外に費用を負担しない。

(別添1)



【別紙】

## 「FreeWiFi-MIE」設置・撤去報告書

報告日：平成 年 月 日

### ▼公衆無線LAN設置 / 撤去情報

設置 / 撤去	
事業者名	
施設 / 箇所名	
住所	
位置情報 (世界測地系)	緯度(北緯)
	経度(東経)
利用可能エリア	
利用可能時間帯	
休業日 (店舗等で使用不可日)	
利用時間制限	
「FreeWiFi-MIE」以外の SSID	
電源利用可否	
利用条件	